

議案第103号

専決処分の承認を求めることについて

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和6年11月8日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和6年11月27日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

記

訴えの変更（請求の趣旨の変更）について

1 事件番号及び事件名

独立当事者参加申出事件
（基本事件 損害賠償請求事件）

2 当事者

(1) 参加人 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

上記代表者区長 坂本 健

(2) 原告

(3) 被告

上記代表者代表理事

3 事件の概要

- (1) ■■■■■、交通整理が行われていない見通しのきかない交差点において、訴外生活保護受給者が運転する原動機付自転車の側に一時停止の規制があったにもかかわらず、訴外生活保護受給者は一時停止することなく同交差点に進入し、被告■■■■■が運転する自動車と衝突した（以下「本件事故」という。）。なお、被告■■■■■は被告■■■■■の従業員であり、本件事故はその業務執行中に発生したものである。
- (2) 訴外生活保護受給者は、本件事故に起因する傷病について、医療機関において治療を受けたが、■■■■■に死亡した。
- (3) 本件事故に係る医療費について、直ちに被告らからの賠償が見込めなかったため、区はやむを得ず訴外生活保護受給者に対し生活保護法に基づく医療扶助の給付を行った。このため、区は、同法第76条の2の規定により、訴外生活保護受給者が本件事故について被告らに対して有する損害賠償請求権を、医療扶助の給付額の限度で取得した。
- (4) 訴外生活保護受給者の遺族である原告らは、本件事故によって訴外生活保護受給者に生じた損害に係る損害賠償請求権を相続したとして、被告らに対し、損害賠償を求める訴えを提起した。
- (5) 区は、原告らが提起した訴訟に当事者として参加し、区が医療機関に支弁した医療扶助費を被告らに対して請求するため、独立当事者参加の申出をした。

4 請求の趣旨の変更

(1) 変更前

ア 被告らは、参加人に対し、連帯して、1, 899万3, 298円及びうち1, 899万2, 298円に対する令和6年4月16日から、うち1, 000円に対する参加申出書送達の日翌日から、各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え

イ 参加人と原告らとの間で、参加人が、本件事故に基づく1, 8

99万3,298円の損害賠償額の支払請求権を有することを確認する

ウ 独立当事者参加による訴訟費用は、原告ら及び被告らの負担とする

との判決並びにアについて仮執行宣言を求める。

(2) 変更後

ア 被告らは、参加人に対し、連帯して、1,919万9,792円及びうち1,899万2,298円に対する令和6年4月16日から、うち1,000円に対する参加申出書送達の日翌日から、うち20万6,494円に対する訴え変更申立書送達の日翌日から、各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え

イ 参加人と原告らとの間で、参加人が、本件事故に基づく1,919万9,792円の損害賠償額の支払請求権を有することを確認する

ウ 独立当事者参加による訴訟費用は、原告ら及び被告らの負担とする

との判決並びにアについて仮執行宣言を求める。

5 請求の趣旨の変更の理由

医療機関が作成する診療報酬明細書の金額誤りにより、独立当事者参加の申出時に未支弁であった令和5年2月分の医療扶助の額が、58万9,984円に確定し、令和6年9月20日、区は、同額を支弁した。その結果、本件事故に係る治療費として区が支弁した医療扶助の合計は、金5,485万6,551円となった。

よって、区は、その支弁した医療扶助の合計、金5,485万6,551円から65%を過失相殺した金1,919万9,792円について、本件損害賠償請求権を取得し、金20万6,494円（58万9,984円から65%を過失相殺した額）について請求を拡張する必要があることから、請求の趣旨を変更するものである。

6 訴訟遂行の方針

判決の結果、必要がある場合は上訴する。

(説明)

参加申出時点で原告被告双方の主張がおおよそ尽くされており、区が請求を拡張することなく和解勧告がなされるおそれがあることから、訴えの変更の申立てをする必要があった。